

「読書の楽しさを広げる『読書県みやざき』総合推進事業」 広報業務委託仕様書

1 業務の目的

本業務は、本県が進める子どもから大人まで全ての県民が生涯にわたって読書に親しむ「読書県みやざき」を目指した読書環境の整備や読書振興に向けた取組について、広く県民に普及啓発や情報提供することを目的としている。

2 委託期間

契約締結の日から令和6年3月8日（金）まで

3 業務委託の内容

(1) 企画・準備

- 広報動画の制作に係る実施計画書の作成

(2) 広報動画の制作

- 子どもから大人まで全ての県民が生涯にわたって読書に親しむ「読書県みやざき」を発信する広報動画

- ・ 「みやざき読書アンバサダー」の米良美一氏が出演した動画とすること。

※ 米良氏の日程、謝金等については株式会社エフエンタープライズ（0983-41-1586 担当：福井様）に確認すること。

- ・ 「読書県みやざき」は「いつでも、どこでも、誰でも」というモットーをもっており、広く県民に「読書県みやざき」を伝える、インパクトがあり、かつユニークな動画とすること。

(例・・・動画のイメージ)

* 宮崎の海や山などの自然で、子供や大人が読書を楽しんでいる姿を動画化する。

* キャンプや魚釣り、家事の合間にも読書を楽しんでいる姿を動画化する。

- ・ 広報動画の時間は15秒間とし、今後、各種SNS等の広告としての活用を想定している。

- ・ 広報動画の著作権については、宮崎県に帰属する。

- ・ 広報動画も映像内に「宮崎県教育委員会」のクレジットを掲出する。

(参考)

※ 「読書県みやざき」のイメージとして右のマークを用いている。その他「読書県みやざき」など県の取組に関することについては、県生涯学習課ホームページ「みやざき学び応援ネット」(<https://www.sun.pref.miyazaki.lg.jp>)を参照すること。



(3) その他関連業務

- ① 出演者等との調整
- ② 撮影先や場所等の許可申請、調整

4 成果品

事業実施後は、実績報告書及び収支精算書、広報動画DVD等の成果品を提出するものとする。

5 支払方法

業務完了検査に合格した後、精算払により支払う。

6 その他

- (1) 委託業務の実施に当たっては、県及び関係者と十分に連絡を取りながら進めること。
- (2) 委託業務の実施に当たっては、業務従事者はもとより、県民やサービス利用者等の第三者から事業執行や予算の執行又は業務従事者の勤務態度に関して批判を受けることのないよう十分配慮するとともに、万一批判やトラブルが発生したときは、速やかに問題の解決に当たること。
- (3) 自然災害や新型コロナウイルス感染症等の影響により、事業の一部又は全部が実施できない場合は、委託者と受託者との協議により契約の変更を行う場合がある。
- (4) この仕様書に定める事項について疑義が生じた場合又はこの仕様書に定めのない事項については、県と協議の上、定めるものとする。